

第 号

民有林林道事業設計書

令和 08 年度

路 線 名	向山線	事 業 名	森林環境保全整備事業（改良）
		事 業 内 容	改良
		林 道 区 分	林業専用道
林 道 種 類	自動車道 2 級 15km/h	全 幅 員	3. 5 m

施 工 主 体	群 馬 県		
工事施工箇所	桐生市 黒保根町 水沼 地内		
	職 名	氏 名	印
審 査 者			
設 計 者			
検 算 者			

設 計 説 明 書		(請負用)
工期 令和 8 年 8 月 5 日から 令和 9 年 1 月 29 日まで		
山間僻地補正あり		
施 工 条 件	別紙施工条件明示書のとおり	

施工条件明示書

令和8年度 森林環境保全整備事業（改良） 向山線 群馬県桐生市黒保根町（水沼）地内

明示項目		条件及び内容
全般	全般	・本工事は、群馬県建設工事必携記載の群馬県土木工事標準仕様書等に基づき施工すること。
工程関係	週休２日	・当工事は、「森林土木事業における週休２日制工事（受注者希望型）」の対象工事であるため、「森林土木事業 週休２日制工事実施要領」に基づき、希望がある場合は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員へ協議すること。
工程関係	工程	・工事工程報告書について、群馬県建設工事工程管理要領に基づき、月末までに監督員に提出すること。また、万一、２０％以上工程が遅延した場合は、遅延回復措置書を提出し、遅延回復の措置を講じること。
用地関係	承諾等	・施工地の土地使用等については、県等において承諾を得ているが、支障木の伐採等を行う場合は事前に権利者の確認を得ること。
用地関係	施工ヤード	・工事に必要な施工ヤード等は、請負者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
安全対策関係	安全対策	・本工事はの施工にあたり、就労者の安全を確保するため、「労働安全衛生規則」及び「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」等を遵守すること。
安全対策関係	安全対策	・本工事はの施工にあたり、公衆に対する危害等を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。
安全対策関係	安全対策	・本工事は、高所作業を伴うため、安全対策について特段の配慮をすること。また、その具体的対策内容について施工計画書に記載すること。
安全対策関係	安全施設等設置	・本工事に係る標示板及び安全施設等の設置を完了したときは、「建設工事の安全管理に関する共通仕様書」に基づき、段階確認を受けることとし、設置状況等については「土木工事写真管理要領」に基づき写真撮影し記録すること。（夜間作業を行う場合は、夜間状況の写真も提出すること）
工事用道路及び仮設備	資材小運搬仮設	・資材小運搬仮設については、事前に監督員に通知すること。
残土・産業廃棄物関係	残土・産業廃棄物	・特定建設資材の処分が発生する場合は、建設リサイクル法（第12条第1項、第13条第1・2項及び第18条）に従うこと。（対象：請負金額が５００万円以上の建設工事）
排出ガス対策型建設機械関係	排出ガス対策型建設機械	・設計書において、建設機械に排出ガス対策型と明記してあるものについては、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とするが、従来型の建設機械を使用する場合は、監督員に工事打合せ書を提出し、監督員の承諾を得ること。
コンクリート構造物の品質確保	コンクリート構造物の品質確保	・コンクリートの水セメント比について、鉄筋コンクリートは５５％以下、無筋コンクリートは６０％以下とすること。ただし、均しコンクリート等を除く。 ・「土木工事におけるコンクリート品質管理基準の運用について」により品質管理の徹底を図ること。
その他	設計書照査	・契約後、速やかに設計内容の照査を行い、施工計画等について監督員と打合せをすること。
その他	建設工事適正化指導要綱	・「群馬県建設工事適正化指導要綱」に則り関係書類を提出すること。
その他	中間施工検査	・本工事は中間施工検査対象工事であるため、日程等について別途連絡するので検査日までに工事管理書類等を準備すること。ただし、配置技術者が、当該年度を含み前年度、前々年度、知事・部長表彰を受けた技術者となる場合は、対象としないことができる。【特記仕様書添付】
その他	電子納品	・本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。【特記仕様書添付】
その他	法定外の労災保険	・受注者は、群馬県建設工事請負約款（火災保険等）第58条第1項の規定による保険に付さなければならない。また、前述以外の保険に付したときは、第58条第3項の規定により、直ちにその旨を発注者に通知すること。【特記仕様書添付】
その他	快適トイレ	・当工事は、森林土木工事現場における快適トイレの導入についての工事対象工事であるため、別添の「建設現場に設置する「快適トイレ」に係る特記仕様書」に基づき対応すること。【特記仕様書添付】
その他	熱中症	・熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うので、「熱中症対策に資する現場管理費率の試行について」に基づき対応すること、また、実施方法及び報告等は、監督員と協議のうえ、施工計画書に記載すること。 なお、本工事では当初設計において真夏日38日と想定して補正をしている。
その他	環境負荷低減への取り組み	・受注者は、群馬県土木行工事標準仕様書1-1-1-34環境対策7. 特定調達品目に加え、次の取組みに努めるものとする。 １．受注者は、使用する資材（材料及び器材を含む。）の梱包や容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の簡易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。 ２．エネルギーの節減 受注者は、省エネルギーの観点から、現場事務所や工事車両・機械などの電気、燃油の使用量の削減を積極的に推進するものとする。

施 工 条 件 明 示 書

令和8年度 森林環境保全整備事業（改良） 向山線 群馬県桐生市黒保根町（水沼）地内

明示項目		条件及び内容
その他	CCUS	当工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」（受注者希望型）の試行対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、希望がある場合は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員へ報告すること。【特記仕様書添付】
その他	その他	・その他特に指示するもののほかは『群馬県土木工事標準仕様書』及び『群馬県土木工事施工管理基準』によること。

事業費総括表

最急勾配	%
最緩勾配	%
平均勾配	%
最小半径	m

位 置	No. 25+16.60	～	No. 31+14.80	延長	118	m
		～				m
		～				m

費 目	金 額	摘 要
事 業 費	円	
工 事 費		
本 工 事 費		本工事費内訳表のとおり
付 帯 工 事 費		
測量及び試験費		
機械器具費		
営 繕 費		
用 地 費		
補 償 費		
工事雑費		
応急工事費		
事 務 雑 費		

* 請負工事費 *

内訳表

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
請負工事費									X1000	
林道開設									YR110000	
法面保護工	(	912.7	)	m2					YR216000	
		1		式					明細 第0001号表	
直接工事費										
営繕費									Z0008	
快適トイレ									F0001	00
		6		基・月						
**共通仮設 費率計算額*										
共通仮設費計										
純工事費										

* 請負工事費 *

内訳表

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
現場管理 費（率）						
工事原価						
一般管理費						
契約保証費						
一般管理費等						
工事価格計						
内法定福 利費（工事価 格計）						
消費税等 相当額計						
工事費計						

* 請負工事費 *

内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
内法定福利費（工事費計）										

工保護面法

YR216000

明細表

明細 第0001号表

頁0-0007

[illegible]

明細表

工 種 ・ 施 工 名 称 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
コンクリート吹付工 吹付厚 1 5 cm	912.7	m2			SA0980 00 A=2, B=2, C=1, D=1 単価 第0 -0001号表
法面補強鉄筋工 取引量区分5t未満	2.04	t			SAT075 00 A=1 単価 第0 -0002号表
*** 単位当り ***	1	式			

ぐんま電子納品システム利用対象工事特記仕様書

(総則)

第1条

本工事は本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。

施工は本特記仕様書、図面を優先し、標準仕様書、その他参考図書の順とする。

受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

(電子納品対象工事及びぐんま電子納品システムの利用)

第2条

本工事は、ぐんま電子納品システム（以下「本システム」という。）を利用する電子納品対象工事である。本システムの運用にあたっては、「群馬県 CALS/EC ぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」（令和6年10月版）（以下、「ガイドライン」という。）に基づき運用する。

(利用準備及び利用料の支払い)

第3条

受注者は、以下の項目について契約後速やかに実施するものとする。

- (1)契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを「契約担当者届出書」に記載し、工事事務担当者に報告すること。
- (2)現場事務所等に、本システムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコン環境を整えること。

項目	基本仕様
OS	Windows 10/11
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
ネットワーク	ADSL（上り 1Mbps／下り 8Mbps）以上
電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト
ワープロ、表計算	Word、Excel 等
ウィルスチェック	各社標準のソフトウェア

- (3)受注者は、本システムより送付される「登録確認メール」に従い7日以内に利用登録を行い群馬県が本システムの運用業務を委託している者（以下「システム事業者」という。）と契約を締結すること。

- (4)受注者は、本システムの利用料金を、システム事業者から利用料の回収を委託されている利用料収納代行業者に支払うこと。

システム事業者：日本電気株式会社

利用料収納代行業者：NEC キャピタルソリューション株式会社

(利用対象書類)

第4条

本工事では、ガイドラインに示された書類について本システムを介して受け渡しを行うものとする。
なお、ガイドラインに示された書類以外の書類については、監督員と協議を受け、利用の可否を決定する。

(用語の定義)

第5条

「群馬県土木工事標準仕様書」(令和3年10月版)について、書面とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

(成果品の提出)

第6条

電子納品は、ガイドラインに基づき成果品データをシステムに登録する。電子納品の対象外の登録データの取り扱い方法は、発注者と協議のうえ、決定することとする。

中間施工検査 特記仕様書

本工事は中間施工検査の対象工事とする。

1 中間施工検査の実施は「群馬県建設工事中間検査実施要領」に基づき、当該工事の主要工程を考慮し検査員が中間施工検査通知書を契約担当者に通知するものとし、検査日時は通知した日から十日以内又は契約担当者が指定した日とする。契約担当者は、受注者に対して検査日時及び検査員名を通知するものとする。

2 中間施工検査は施工状況の確認を行うが、給付の対象としない。

3 当該工事の請負者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 原則として契約関係書類、設計図書、施工計画書及び中間施工検査時点までの工事監理記録等を準備すること。
- (2) 受注者は検査前に群馬県建設工事完成検査実施要領第4条第2項の検査に必要な機器等を準備すること。

4 受注者は、中間施工検査に立ち会わなければならない。

法定外の労災保険の付保における特記仕様書

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。

なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

森林土木事業における遠隔臨場試行に関する特記仕様書

1. 森林土木事業における遠隔臨場試行工事

「森林土木事業における遠隔臨場試行工事（以下、「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督員における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本試行工事は、森第 803-5 号『森林土木事業における遠隔臨場の試行について』（令和 3 年 5 月 26 付け）別紙『森林土木事業における遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

2. 試行内容

(1) 段階確認・材料確認、立会の遠隔臨場の実施

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を監督員へスマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら確認する。試行内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル;Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。

また、使用する機器は、受注者が所有する一般的な Android や i-OS 等のモバイル端末（スマートフォンやタブレット等）を使用することも可能である。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本試行工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等の機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、監督員と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関して、別に定めるアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

(4) 費用

本試行に要する費用は、設計変更により対応するものとする。

受注者は、森第 803-5 号『森林土木事業における遠隔臨場の試行について』（令和 3 年 5 月 26 付け）別紙『森林土木事業における遠隔臨場に関する試行要領』に基づき、施工計画書に必要事項を記載し、遠隔臨場に伴う増加費用の算出根拠を監督員まで速やかに提出すること。

3. 安全対策

- ① 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足下等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。
- ② 撮影時には、カメラを手持ちしたまま行わないよう、ヘルメットや体に装着した状態で、十分に安全性を確保できる装備とすること。（ただし、十分な安全性を確保できる場合は、この限りではない。）

森林土木工事現場に設置する「快適トイレ」に係る特記仕様書

1 目的

建設現場を男女ともに働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレを「快適トイレ」とし、建設現場に導入する。

2 発注者の責務

受注者は、次項で定める仕様を満たす「快適トイレ」を設置しなければならない。

なお、設置することができない特段の理由がある場合は、監督員と協議する。

3 「快適トイレ」の仕様

「快適トイレ」は、男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称とし、以下の仕様を満たすトイレとする。
(林野庁に準拠)

(1) 快適トイレに求める標準仕様

ア 洋式便座

イ 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)

(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取る)

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)

オ 照明設備(電源がなくても良いもの)

カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5Kg 以上)

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

ケ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)

コ 鏡付きの洗面台

サ 便座除菌シート等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品

シ 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)

ス 擬音装置

セ フィットングボード

ソ フラッパー機能の多重化

タ 窓など室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

ツ 付属品等の木質化

(4) その他

「1. 快適トイレに求める標準仕様.」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり、必ず備えるものとし、「3. 推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適となるものと定義。

4 快適トイレに要する費用

1) 総則

「快適トイレ」の機能を満たす設置費用の積算にあたっては、受注者から実際に要した費用の見積もりを徴し、51,000 円／基・月を上限に積算上の差額を計上するものとし、男女別で設置した場合は、2基まで営繕費に積上げ計上することとする。

※1 積算上の差額とは、実際に要した費用から 10,000 円／基・月（従来品）を除いた額。

※2 積算上の差額のうち、基準設置費用を超える金額については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

2) 具体的な手続き等

(ア) 発注時

当初設計において、「快適トイレ」を下記のとおり想定し、上限額で計上している。

設置期間 5 ヶ月

設置台数 1基

(イ) 契約後

受注者は、現場に設置する「快適トイレ」について、発注者と協議し、「快適トイレ」の設置に係る実際に要した費用の見積もりを提出すること。その見積もり結果により、設計変更を行う場合がある。

群馬県森林土木事業建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、森林土木事業における「建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）」の活用を促進するため、工事現場にカードリーダーの設置し、CCUSの登録達成状況に応じて工事成績評定で加点する「CCUSの活用工事」の試行について、受発注者が取り組む必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・**下 請 企 業**:建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方を除く。
- ・**技 能 者**:元請企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
- ・**CCUS登録事業者**:元請企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・**CCUS登録技能者**:技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・**新規事業者登録**:工事の実施期間中に新規登録したCCUS登録事業者をいう。(※1)
- ・**新規技能者登録**:工事の実施期間中に新規登録したCCUS登録技能者をいう。(※2)
- ・**管理者ID(現場管理者)登録**:工事の元請事業者に所属する現場管理者が、CCUSにログインするためのIDのことで、元請事業者が登録する。
- ・**カードリーダー**:CCUSに対応したICカードリーダーとする。
- ・**現場利用料**:カードタッチ費用のことで、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請けとして現場を登録する事業者が支払う費用のこと。

※1：対象事業者は、施工体系図に記載されている事業者(一人親方を除く)とする。

※2：対象技能者は、「作業員名簿」や「新規入場者名簿」等に記載されている技能者とする。

(対象工事)

第3条 環境森林部が発注する工事のうち、発注者がCCUS活用工事として選定した工事（発注者指定型）及び受注者が希望する工事（受注者希望型）とする。

(発注方法)

第4条 CCUS活用工事の発注にあたっては、「発注者指定型」及び「受注者

希望型」のいずれかによる方法を基本とする。

(1) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が CCUS の活用工事を行うことを指定する工事をいう。

(ア) 対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に CCUS の活用工事（発注者指定型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

(イ) 発注者は、設計変更時に第 9 条に定める CCUS 活用に係る費用を計上するものとする。

記載例

当工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」(発注者指定型)の対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、工事を実施すること。

(※ 施工条件明示のほかに、本要領も添付すること。)

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が CCUS 活用工事の適用の有無を工事打合せ書により発注者に提出し、発注者が CCUS 活用工事の適用を承諾する工事をいう。

(ア) 対象工事の発注にあたり、施工条件明示に CCUS 活用工事（受注者希望型）であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

(イ) 受注者希望型を適用する場合、CCUS 活用に係る費用は、発注者指定型と同様に扱うものとする。

記載例

当工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」(受注者希望型)の試行対象工事である。「建設キャリアアップシステムの活用工事試行要領」に基づき、希望がある場合は、受注後速やかに工事打合せ書により監督員へ報告すること。

(※ 施工条件明示のほかに、本要領も添付すること。)

(3) その他

CCUS 活用工事として発注していない工事において、受注者から希望があった場合は、CCUS 活用工事として事後設定できるものとし、設定した後は「受注者希望型」と同様に扱うものとする。

(CCUS の利用内容)

第 5 条 受注者は、CCUS 活用工事を実施する場合、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル（一般財団法人建設業振興基金）」等を参照し、

CCUS 活用を適正に行うものとする。

なお、受注者は、不測の事態等により CCUS の活用ができなくなった場合、速やかに発注者に報告するものとする。

(施工体制の確認方法)

第 6 条 CCUS 活用工事の施工体制確認方法については、群馬県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）第 4 条で定められた様式によらず、CCUS から出力された様式で契約担当者に提出してもよいものとする。

ただし、CCUS から出力された様式で提出する場合は、法定福利費に関する「別紙様式 1 号」及び「別紙様式 2 号」を提出するものとする。

【指導要綱によらず、CCUS から出力された様式でよいもの】

- ・施工体系図（指導要綱 様式第 2 号）
- ・施工体制台帳（指導要綱 様式第 3 号）
- ・再下請負通知書（指導要綱 様式第 6 号）

(発注者による達成状況の確認方法)

第 7 条 発注者は受注者に対して、工事打合せ書等により第 10 条「別表 1」に掲げる基準の達成状況を確認できる資料の提出若しくは提示を求めることにより、達成状況を確認するものとする。

【達成状況を確認できる書類の例】

条件	確認できる書類の例
①管理者 ID(現場管理者)登録	現場利用料の支出
②カードリーダーの設置	現場の設置状況写真
③事業者及び技能者登録	技能者登録の場合 ・CCUS 技能者情報登録完了メール等の提示 事業者登録の場合 ・CCUS 事業者情報登録完了メール等の提示 (個人情報が記載されているため、提出は求めない)

(CCUS 活用に係る費用)

第 8 条 受注者は、CCUS 活用のための「①カードリーダー設置費用」及び「②現場利用料」の支出実績（購入を証する領収書等）や現場での使用実績を確認できる書類（設置状況写真）を監督員に提出するものとする。

(対象工事の積算)

第 9 条 前条に基づき提出される費用は、当初契約において、その費用総額の想定が出来ないことから設計変更により計上するものとする。

なお、設計変更の対象とする CCUS 活用に係る費用は、「①カードリーダー

一設置費用」、「②現場利用料（カードタッチ費用）」の合計とする。

積算上は、下記（１）から（３）のとおり取り扱うものとし、その他、積算上の取扱いは「別添１」のとおりとする。

（１）増加費用は、現場管理費（CCUS）に実績による積上げ計上とする。

（２）増加費用は、一般管理費等の対象外とする。

（３）増加費用は、当初請負費率を乗じない。

（工事成績評定）

第１０条 発注者は、受注者の取組に対し、別表１「建設キャリアアップシステムの活用工事の達成基準一覧」により評価するものとし、各指標の基準を達成した場合は、達成状況に応じて「群馬県建設工事成績評定要領」の監督員の「５．創意工夫」「Ⅰ．創意工夫－【施工】その他」の項目で加点するものとする。

２ 第４条CCUS の活用工事の受注者の取り組みに対し、「発注者指定型」及び「受注者希望型」のいずれの方法において履行できなかったとしても、工事成績評価を減点しないこととする。ただし、総合評価落札方式で建設キャリアアップシステム活用申告書を提出し、加点（＋０．３点）を受けた場合に限り、履行できなかった際、工事成績評定「７．法令遵守等」の項目において減点するものとする。（－３．０点）

別表１「建設キャリアアップシステムの活用工事の達成基準一覧」

条件	基準	加点内容
①管理者 ID (現場管理者)登録	CCUS に工事の登録を行った。	①②の２つの条件を達成した場合 0.5点
②カードリーダー の設置	カードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を蓄積した。	
③新規事業者及び 技能者登録(※)	当該現場の登録を行った	・下請事業者で登録有:0.5点 ・元請技能者で登録有:0.5点 ・下請技能者で登録有:0.5点 (最大1点まで)

※対象となる事業者及び技能者は、当該工事の「施工体系図」や「作業員名簿」等に記載されている事業者・技能者とする。

（その他）

第１１条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者で協議して定めることとする。

附則

１．この試行要領は、令和６年１０月１日から適用する。

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用工事におけるカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、積算上の取扱いは、以下のとおりとする。

用語説明

（１）カードリーダー

建設キャリアアップシステム（CCUS）に対応した IC カードリーダーとする。

（２）現場利用料（カードタッチ費用）

建設キャリアアップシステム（CCUS）利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金で、元請として現場を登録する事業者が支払う費用のこと。

1. 積算方法

（１）建設キャリアアップシステム（CCUS）の継続的な活用の観点からリースの場合は、費用は計上しない。

（２）カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

以下に示す（３）～（５）を、精算変更時に現場管理費に積上げ計上する。

これらの費用は、一般管理費等率の対象外とする。

また、この費用は、「請負比率」を乗じないものとして積算すること。

（３）カードリーダー購入費用

カードリーダーを購入した時は、購入を証する領収書（本書）による支出実績と現場での使用実績を確認し、下表のとおり設計計上する。

現場で使用する OS	単 価	備 考
Windows	10,000 円 _{※1} ／1 台あたり	原則、1 工事あたり 2 台を上限 _{※2} とする。
iOS	30,000 円 _{※1} ／1 台あたり	

（４）カードリーダーに替わる顔認証カメラや顔認証リーダーの購入費用

顔認証カメラ等の購入を証する領収書（本書）による支出実績と現場での使用実績を確認し、下表のとおり設計計上する。

現場で使用する OS	単 価	備 考
Windows	10,000 円 _{※1} ／1 台あたり	原則、1 工事あたり 2 台を上限 _{※2} とする。
iOS	30,000 円 _{※1} ／1 台あたり	

（５）現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場にかかる現場利用料の明細に基づき計上する。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

※１：１台あたりの単価は、表中の金額を上限とする。

※２：施工箇所が点在する工事の場合など、入構箇所等の事情により、２台を越えるカードリーダー等を設置する必要がある場合は、受発注者協議により、必要と認められる場合は、実数を設計計上できるものとする。

群馬県建設工事適正化指導要綱 様式第3号(補足資料)

令和 年 月 日

施工体制台帳（法定福利費抜粋）（建設キャリアアップシステム工事用）

[会 社 名]_____

[事業所名]_____

《下請負人に関する事項》

会 社 名		代表者名	
住 所 電話番号	〒 (□ _____)		
工事名称 及 び 工事内容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日
契約金額 確認日 (. .)	内法定福利費 円(税込み) 円	【チェック】 ☐ 法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ☐ 法定福利費金額が契約書もしくは契約内訳に明示されている。 上記法定福利費額 円 ☐ 左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。	

群馬県建設工事適正化指導要綱 様式第6号(補足資料)

令和 年 月 日

再下請負通知書（法定福利費抜粋）（建設キャリアアップシステム工事用）

直近上位の

注文者名_____

現場代理人名_____ 殿
(所長名)

元請名称	
------	--

【報告下請業者】

住 所 〒_____

TEL _____

FAX _____

会社名 _____

代表者名 _____ 印

《自社に関する事項》

工事名称及び 工事内容					
発注者及び 住 所	〒				
工 期	自 ○○ 年 月 日 至 ○○ 年 月 日	契 約 日	○○ 年 月 日		
契約金額	円(税込み) 内法定福利費 円		【チェック】 ☐ 法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出した。 上記法定福利費額 円 ☐ 左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。		

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について、次のとおり報告いたします。

会 社 名				代 表 者 名			
住 所 電 話 番 号	〒 (Tel. — —)						
工事名称及び 工事内容							
工 期	自 ○○ 年 月 日 至 ○○ 年 月 日			契 約 日	○○ 年 月 日		
契約金額	円(税込み) 内法定福利費額 円			【チェック】 ☐ 法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 上記法定福利費額 円 ☐ 左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。			

				所 長		次長(技)		係 長	

〇〇〇 工事打合せ書

工事名		令和〇年度		請負業者 〇〇建設(株)		路線名		工事場所 〇〇市〇〇町 地内			
事 項											
項 目				発 議 年 月 日		監 督 員		現場代理人			
指 示		承 諾		協 議		提 出		令和6年 月 日		印	

【適用を希望する場合の文案例】

「群馬県森林土木事業建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用工事試行要領」第4条(2)により、建設キャリアアップシステムの活用工事を適用したいので協議します。

【適用を希望しない場合の文案例】

「群馬県森林土木事業建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用工事試行要領」第4条(2)により、建設キャリアアップシステムの活用工事の適用について、以下の理由により適用しないことを希望します。

(理由)

〇〇〇〇〇のため

項 目	上記について	承 諾	年 月 日		監 督 員	現場代理人
		不承諾	令和6年 月 日		印	
		回 答				
		受 理				

(理 由)

【適用する場合の文案例】

本工事は「建設キャリアアップシステムの活用工事」を適用するよう指示する。

なお、「建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用工事試行要領」第9条により、建設キャリアアップシステムに係る「①カードリーダー設置費用(新規購入のみ)」及び「②現場利用料(カードタッチ費用)」の費用は設計変更の対象とする。

【適用しない場合の文案例】

本工事は、「建設キャリアアップシステムの活用工事」を適用しないものとする。